

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	個人市民税賦課事務			事業コード	0139
所属コード	033000	課等名	財政部市民税課	係名	市民税第一・二・三係
課長名	伊藤 伸二	担当者名	吉田 宏明	内線番号	2257
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	信頼される質の高い行政	コード	8
	施策	健全な財政運営の実現	コード	1
	基本事業	賦課の適正化と収納率の向上	コード	1
予算費目名	一般会計 2 款 2 項 2 目賦課事務 (001-01), 新情報システム運用事務(002-01)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 25 年度
根拠法令等				

(2) 事務事業の概要

市民税賦課期日（1 月 1 日）現在における個人住民税の課税対象者に対し，適正かつ公平な市民税賦課事務を実施する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

地方税法及び盛岡市税条例（昭和 25 年）に基いた賦課事務である。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 19 年の国から地方への税源移譲によって，税源が国から移し替えられ，賦課事務は所得税との調整控除等で複雑化したものとなっている。また，毎年実施される税制改正に対応するために，システム等の改修を重ねている。平成 25 年度以降も税法改正の外に，「マイナンバー制度」，「公的年金の特別徴収の見直し」等が予定されている。

2 事務事業の実施状況 (Do)・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が，何が対象か）

個人市民税の課税対象者

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	25 年度 見込み

A 個人市民税納税義務者数	人	130,161	130,550	130,950	131,558	132,200
B						
C						

(3) 24 年度に実施した主な活動・手順

市民税申告書の受付、申告書・給与支払報告書等の点検、賦課決定。未申告者呼出による適正賦課。税額変更事務。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	25 年度 目標値
A 申告相談日数	日	30	30	30	30	30
B 給与支払報告者数(特徴)	数	77,223	86,495	79,000	87,819	89,000
C 未申告者と給与支払報告書未提出者の実態調査	人	10,433	10,691	10,690	9,933	9,900

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

個人市民税の課税対象者を特定し、適正な賦課決定し調定する。未申告者の申告意識を高揚させる。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	25 年度 目標値
A 個人市民税の調定額	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	千円	14,423,342	13,961,663	14,733,788	14,731,717	14,712,868
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0

	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	90,457	117,410	126,669	124,327
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	90,457	117,410	126,669	124,327
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	50,000	52,000	50,000	50,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	200,000	208,000	200,000	200,000
計	トータルコスト A+B	千円	290,457	325,410	326,669	324,327
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：適正・公正な賦課決定が収納率の向上に結びつく。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：法定事務である。

③ 対象の妥当性

妥当である。

理由：法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

理由：法定事務である。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がある。

未申告者と給与支払い報告書未提出事業所の把握と申告及び提出の勧奨，被扶養者の精査等により調定額の増額は可能である。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平・公正である。

理由：法定事務である。

(4) 効率性評価

現状以上の人員及び事業費の削減は困難である。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

申告受付会場の整理統合及び賦課作業内容を検討し、業務の効率化を目指したい。申告受付業務については、今後も全庁的協力体制をとることとしたい。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

会場統合については、統合による影響及び周知方法が問題となるが、課全体で検討し対処したい。申告受付体制については、課単独では人員的には不足である。早めに納税課及び玉山総合事務所住民課との協力体制について協議を進めることとしたい。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

住民税課税支援システムの導入により申告受付事務の軽減が図られたが、申告の受付業務に従事する職員の確保が課題となっており、今後、課OB職員への協力依頼の拡大についても、申告受付会場の整理統合等と併せて検討していく必要がある。

また、当初賦課に関しては、税制も毎年のように複雑化しており、時間外勤務も増大していることから、業務の効率化を検討する必要がある。